



ひとり親家庭 自立支援教育 訓練給付金

ひとり親家庭の保護者が仕事のために、指定された講座を受けた場合、修了後に受講費用の一部を支給します



だれが使えるの？

受講前に相談が必要です

世田谷区に住んでいる20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の保護者で、受講前および受講後の申請時に、(1)~(2)のすべてを満たしている方です。

- (1) 教育訓練給付の対象となる講座を受けることが、適職につくために必要であると認められる
- (2) これまでに本事業による訓練給付金を受給していない

どんな講座ならいいの？

対象となる講座は、インターネットまたはハローワークにある「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」で探せます。

教育訓練講座
検索システム



どれくらい支給してもらえるの？

原則修了後の支給となり、支給額には上限と下限があります

雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることが

- ・できない方は受講料の6割(※)
- ・できる方は受講料の6割(※)から、雇用保険制度の教育訓練給付金支給額を差し引いた額となります。

※一定の条件にあてはまる場合は8.5割

講座を受ける2か月前を目安にお問い合わせ先に相談してください。受講を始める月の前月10日までの手続きが必要です。また、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給する制度もあります。



世田谷区
自立支援教育訓練給付金

お問い合わせ

各総合支所
子ども家庭支援センター
(連絡先はP38~39)

